京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例(平成27年3月26日京都市条例第48号)(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)

- 1 医療費の自己負担金の割合が2割とされている70歳から74歳までの被保険者等(注)に対し、それを1割に軽減する国の措置が平成26年4月1日以後に70歳に達する被保険者等から廃止されたことに伴い、当該被保険者等の負担を考慮し、同日から平成27年3月31日までの間に70歳に達する被保険者等のうち、この条例により医療費を支給するための要件を満たすものについて、平成26年度において医療費の支給対象者とする特例を定めていましたが、これを延長しないこととするとともに、国の施策との整合性、本市の財政状況等を考慮して、持続可能な制度の実現を図るため、医療費の支給を受けることができる者の要件を変更することとしました。
  - 注 被保険者等とは、健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員 共済組合法(防衛省の職員の給与等に関する法律において例による場合を含む。)、 国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法の規定による被保険者、加入者若しく は組合員又は被扶養者をいいます。
- 2 老人医療費支給制度に係る医療費の支給の範囲について、次の措置を条例に明記することとしました。
  - (1) 家族療養費又は家族訪問看護療養費の支給が行われたときは、医療費を支給します。
  - (2) 独立行政法人の負担による医療の給付が行われるときは、医療費を支給しません。
  - (3) 社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給又は付加給付等(健康保険法第53条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付をいう。)が行われるときは、医療費を支給しません。
- 3 その他規定を整備することとしました。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。ただし、2に関する部分は平成27年3月26日から施行することとしました。

京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第 48 号

京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市老人医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「,本市の区域内に住所を有する65歳以上70歳未満の者であって,かつ,別に定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者,加入者若しくは組合員又は被扶養者で」を削り,「次の各号のいずれかに該当するもの」を「次に掲げる要件のいずれにも該当する者」に改め,同項ただし書を削り,同項第2号を削り,同項第1号中「その者の扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。)で」を削り,同号を同項第3号とし,同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 本市の区域内に住所を有する65歳以上70歳未満の者
- (2) 別に定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者,加入者若しくは組合員又は被扶養者

第2条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。
  - (1) 生活保護法の規定による保護を受けている者(その保護を停止されている者を除く。)
  - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付を受けることができる者
  - (3) 京都市重度心身障害者医療費支給条例又は京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の 規定による医療費の支給を受けることができる者

第3条第3項第1号中「高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項」を「国民健康保険法第42条第1項第4号」に、「同項第2号」を「同号」に、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条第1項各号」を「国民健康保険法施行令第29条の4第3項及び第4項」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「訪問看護療養費」の右に「,家族療養費,家族訪問看護療養費」を加え、「又は地方公共団体」を「,地方公共団体若しくは独立行政法人(独

立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)」に改め、「医療の給付」の右に「又は社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給若しくは付加給付等(健康保険法第53条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付をいう。)」を加える。

第4条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 保険外併用療養費が支給された場合 健康保険法第86条第2項第1号に規定する算定した費用の額(次に掲げる場合にあっては、当該額及びそれぞれ次に掲げる額の合計額)
  - ア 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する食事療養が含 まれる場合 健康保険法第86条第2項第2号に掲げる額
  - イ 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する生活療養が含まれる場合 健康保険法第86条第2項第3号に掲げる額
- 第4条第2項に次の2号を加える。
- (4) 家族療養費が支給された場合 健康保険法第110条第2項第1号に規定する算定 した費用の額(次に掲げる場合にあっては、当該額及びそれぞれ次に掲げる額の合計 額)
  - ア 当該家族療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する食事療養が含まれる 場合 健康保険法第110条第2項第2号に掲げる額
  - イ 当該家族療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する生活療養が含まれる 場合 健康保険法第110条第2項第3号に掲げる額
- (5) 家族訪問看護療養費が支給された場合 健康保険法第111条第2項に規定する費用の額

附則第4項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市老人医療費支給条例(以下「改正後の条例」という。) の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付 その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## (経過措置)

- 3 昭和25年8月1日以前に生まれた者に関するこの条例による改正前の京都市老人医療費支給条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定の適用については、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に70歳に達する者で、受給者証の交付を受けているものがこの条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の支給については、改正前の条例第2条及び附則第4項の規定は、なおその効力を有する。 (保健福祉局生活福祉部地域福祉課)